

＝ストックオプション事件の再考*＝

中井 稔**

本事案は納税者が米親会社から付与されたストックオプション権が幸運にもターゲット価格を超越しこれを行使して得られた経済的利益が如何なる所得区分に属するかが争われたもので、主としてアプライド事件を主題とする。

(一) スtockオプションの意義とFRINGE BENEFITとの対比

1 我が国におけるストックオプション制度導入の背景

ストックオプションは、米国において企業の人材確保、帰属意識・愛社心の涵養などの為を開発・発展してきた制度で、会社役員及び従業員に付与されたストックオプション(株式譲渡請求権等)の行使による経済的利益であり、現物給与の一種と見ることもできる…金子宏『租税法(十版)』(弘文堂、平成18年)216頁。

我が国の場合には、金銭以外の資産ないし経済的利益も勤労の対価としての性質を有する限り給与所得に含まれるが、雇用関係ないしそれに類する関係にて支給されたすべての経済的利益が給与所得となる訳ではなく従業員の福利厚生費に含まれ、給与所得に該当しないFRINGE BENEFITも存するとされている…金子・前掲 215頁。

我が国の大企業や中央官庁ではこの種の制度が整備されており、我が国に進出した外資系子会社がこれに対抗して優秀な人材を確保し且つ会社に対する忠誠心・愛社心を涵養し継続して勤務に励むよう仕向ける人事政策として導入されたのが本制度。

2 我が国におけるストックオプション制度の整備

我が国では平成9年の商法改正にてストックオプション制度が導入され、平成10年の税法改正にて、一定の条件の下で所定の要件に満たないものは非課税とされ、その行使により取得した適格ストックオプションについては株式譲渡益として課税されるとした(改正租税措置法29条の2)。その後、平成13年商法改正にてストックオプションは新株予約権として一本化され整備されている(当時の改正商法280条の19以下)。

しかし、本稿で取り上げるストックオプション事件及びその代表格であるアプライド事件では原告・納税者がストックオプション権を取得したのは平成7年で、これを行使して得られた経済的利益を申告したのは平成8年であったから、その当時の我が国においてストックオプション制度は外資系日本法人だけで活用されていた分野であった。なお、東京国税局直税部長他が監修した「回答事例による所得税質疑応答集」では、平成6年度版まで

* 本稿は2016年夏に日本税法学会関東支部研究会で報告した時のレジюмеである。

** 元京都大学経営管理大学院教授 経済学博士 (京都大学)

ストックオプション行使益は一時所得として扱っていると記載されていた。

3 本制度に対する当時の認識

平成8年当時、ストックオプション制度についてGE、IBMなど従来型米大企業では株価がオプション行使価格に到達せず、当時の筆者の認識ではストックオプション権は9割方水泡に帰したとのことであった。

結局、ターゲット価格に到達したのは米国でもマイクロソフト、インテル、ヒューレットパッカードなどITブームに乗った企業で、しかもそれらの企業の多くがNYSE市場ではなくナスダック市場に上場中とされており、代表格とされるマイクロソフトなどはターゲット価格が低すぎたとの噂が流れた(同社関係者にも確認)。

何れにせよ、ストックオプションの行使価格は運不運に左右され、ある意味では懸賞金、馬券、宝くじの当り券に類似しており、当時の関係者の見解によれば、ストックオプション制度は、米国には存在しない退職一時金の前渡し的な色彩も含まれているとされ、その意味では退職所得は一時所得と同じく1/2を乗ずるのであり、退職一時金も後述の本件平成18年10月24日最三判にいう「精勤の動機付けなどを企図して設けられた制度であり、当事者が雇用関係を前提に継続的に職務を遂行していた」からこそ支給された。

(二) アプライド事件と各判決の論旨

1 本事案の概要と判決の動向

所謂100件を超えるとされる“ストックオプション事件の訴訟”において、その代表格とされるアプライド事件に関する平成17年1月25日最高裁第三小法廷判決(民集59巻1号64頁、平成16年(行ヒ)41号：藤田宙靖裁判長)は、第一審・平成4年11月26日東京地判(訟月51巻10号2741頁、平成12年(行ウ)309号)と控訴審・平成16年2月19日東京高判(判時1858号3頁、平成15年(行コ)235号)との食違いに関し判断を示している。

その平成14年11月26日東京地判(内村陽典裁判長)は、「外国法人の子会社である日本法人の役員・従業員が、親会社である当該外国法人から、同社の株式を将来の一定時点において一定の価格で購入する権利であるストックオプションを付与され、その権利を行使して得た利益が一時所得に当たるとして所得税の確定申告をしたが、税務署長は給与所得に該当するとした更正処分」につき「本件権利を行使することにより利益を獲得し得る可能性や、その利益がどの程度の額になるかは、当該親会社の株価の推移という多分に偶然的な要素と権利行使の時期についての当該従業員の投資判断という同人の就労の質及び量とは異なる要素によって定まるものであるから、当該利益は就労の対価とみるべきではなく、ストックオプションという期待権に基づく資産性所得とみるべきであって、その質的担税において給与所得や雑所得とは異なるから一時所得に該当する」として更正処分を違法とし取消した。

これに対して平成16年02月19日東京高判（村上敬一裁判長）は、「米インテル社及び米アプライド社の日本法人（日本アプライド社）の代表取締役である納税者（西岡原告・被控訴人）が、親会社である米国法人があらかじめ定めた権利行使価額でその株式を発行又は移転することを請求する権利を付与され、上記権利を行使して株式を取得した場合において、米親会社が子会社の全株式を保有すること、米親会社が上記権利を付与する対象者がその子会社の役員及び主要な従業員に限定されている（下線筆者）こと、米親会社がこれらの者に対して本権利を付与する趣旨・目的が当該納税者に米親会社又は在日本子会社における職務の精励と就労の継続を動機付ける点にあること、本権利を付与する契約において他に譲渡することが禁止され且つ本権利を行使するにはその付与後一定の期間米親会社又は在日本子会社に勤務して労務を提供することを要するものとされ、雇用関係が終了したときは上記権利が消滅し又はその行使期間を短期間に制限するものとされていること等の事実関係の下においては、納税者が取得した米親会社の株式の権利行使時における価額と権利行使価額との差額に相当する経済的利益は、納税者が米親会社の指揮命令に服して提供した労務の対価として米親会社から給付されたものということができ、当該経済的利益に係る所得は給与所得に該当する」と判示し更正処分を適法とし第一審判決を取消している。

本最三判は、「ストックオプションの行使権は、親会社が同社及びその子会社の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けなどを企図して設けた制度に基づき付与されたものであり、親会社は、在日本子会社の発行済み株式の100%を有してその役員の人事権等の実権を握り、上告人は親会社の統括の下に子会社の代表取締役としての職務を遂行していたということができ、親会社は上告人が職務を遂行しているからこそ行使権を付与したものであること、上記制度に基づき付与された権利については、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行行使することができ、その権利を譲渡し移転することはできないこと等の事情の下においては、納税者が権利を行行使して得た利益は所得税法28条1項の給与所得に当たる」としており、結局、出資関係を以って雇用契約に類するとしている。

2 本件行使益の認定に係る疑問点

先ず、本件西岡原告（被控訴人・上告人）は、「ストックオプションは、成功報酬型ワラントの取扱いなどから、付与時にその経済的価値を課税対象とすべきであるが、それ自体の価値評価の困難性などの理由から課税を避けているに過ぎず、権利確定を根拠に権利行使時に行使益に対する課税を説明できない」旨を主張した。これに対し本高判は、「所得税法36条1項は収入すべき金額と定め、現実の収入がなくとも、その原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったとして課税所得を計算する」とし「ストックオプション自体と権利行使益とは別個のものであり、権利行使時にその価額が確定するから、それが課税の時期になる」としている。しかし、本高判が、権利確定の時期を“収入の原因となる権利の発生した時期”としながら、現実には収入が実現したストッ

クオプシオンの行使時期が権利の確定する時期とするのは論理矛盾である(中井稔「給与所得と他の所得との対比」税務弘報 58 巻 9 号(平成 22 年 7 月号)143-144 頁参照)。

次に、本高判は、「被控訴人が権利を行使して享受した経済的利益は労務提供の対価である」とし、現実に提供した労務の質や量と相関関係が希薄であることにつき、「通勤手当が労務の質や量と無関係であるように、支給される給与の額が年功序列・費用補償・福利厚生費などから労務の質や量とは無関係であることは公知の事実である」旨を判示する。しかし、勤務する場所と居住する場所との間の空間的・時間的な要素によって決定される通勤手当と株価の動向といった要素に左右されるストックオプションの経済的利益とを同列に論ずるのは妥当ではなく、さらに、本高判は、「ストックオプションを付与した親会社と被付与者の間には直接の雇用関係がなくその指揮命令に服するものではない」旨の主張に対し、昭和 56 年 4 月 24 日最二判(民集 35 巻 3 号 672 頁, 昭和 52 年(行ツ)12 号)が「指揮命令者と支給者が一致しないことを争点としていない」として、指揮命令者と支給者との一致は給与所得該当性の要件と成り得ないとする(中井・前掲 144 頁)。

この昭和 56 年 4 月 24 日最二判が対象とする弁護士の顧問料は支給先との直接の委任契約に基づくもので在日子会社が米親会社の 100%出資によって実質支配関係にあるとしても直ちに雇用契約に類する関係と認定するのとは様相を異にしており、この説示には疑問がある。また、同一グループに属するとしても、税務上は、法人格を異にすれば別個に扱うべきである…大淵博義『法人税法の解釈の検証と実践的展開』(税務経理協会, 平成 21 年)6 頁を参照。

事案を異にするが、タックス・ヘイブン対策税制に関する平成 19 年 9 月 28 日最二判(民集 61 巻 6 号 2486 頁, 平成 17 年(行ツ)246 号)は、この事理を明らかにしている。すなわち、本最二判では、「法人の事業活動に係る損益は、法律上、その法人に帰属するものであり、ある法人が、経営上は実質的に他の法人の事業部門であるような場合であっても変わるものではない」旨を述べており、100%出資関係にあっても損益が夫々の法人に帰属する以上、雇用関係も夫々に帰属すると解するべきであるとしている。

このアプライド事件の射程が他の 100 件にも及ぶストックオプション事件に全て当て嵌まるとは限らない。

そもそも、マイクロソフトなど米親会社は、我が国に子会社を設立するに当り、優秀な人材の確保と子会社役職員の精勤と継続とを促すことを目的として、本邦系一流企業と比べ劣後する「FRINGE・ベネフィット」の補完としてストックオプションを付与したものとされている。しかし、ストックオプションが付与されたとしても、その権利行使益が発生するか否かは親会社の株価動向に左右され、経済的利益の実現は、継続的ではなく偶発性を有するのであるから、これは一時所得に該当すると解するべきである(金子・前掲 217 頁を参照)。

3 マイクロソフト一般従業員への波及

本件アプライド事件の西岡原告は米親会社インテル社の代表取締役副社長から転出し日

本法人の代表取締役社長に就任しているが、例えば同時期のマイクロソフト日本法人の成毛社長(アスキー出身)は米親会社の執行役員ではなく本社勤務の経験もないとのことである(マイクロソフト日本法人の関係者より徴収)。

その当時、パソコンの基本ソフトである「Windows」の普及により、深刻な人手不足に悩まされていたマイクロソフト日本法人では大学卒業生の新規採用のほか他社からの中途採用に注力しており、我が国一流企業の優れた福利厚生体制に対抗し、新規採用や中途採用で優秀な人材を確保するという主たる目的に沿って米親会社からのストックオプションを従業員に幅広く供与したとのことである(マイクロソフト日本法人の関係者より徴収)。

したがって、最初からマイクロソフト日本法人で採用され米親会社勤務の経験のない一般従業員までもがアプライド事件の西岡原告と同じ立場か否かが問題となる。

ストックオプションを給与所得として是認したアプライド事件の高裁判決や最高裁判決では「本件ストックオプション制度は、一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとする」旨を明記しており、素直に読めば、マイクロソフト日本法人の一般従業員にはこの判決の論旨は当て嵌まらない。

更にマイクロソフト日本法人の一般従業員が行使益でマンションを購入したことは、平成7～8年当時、我が国大手企業や中央官庁では社宅が完備しており、同社従業員が大手企業や中央官庁と類似したFRINGE・ベネフィットを享受し得たとみるべきであり、これを一律に給与所得とするのは社会通念に反する。

然るに、国税当局はアプライド事件の最高裁判決を根拠として、ストックオプションを供与され権利行使したマイクロソフト日本法人の役員・従業員の全員の名簿を提出させ「過去3年にわたって修正申告を要請し過去に遡って課税し、更に過去3年分に対して過少申告加算税と延滞税を課した」とのことである(マイクロソフト日本法人の関係者より徴収)。

(三) ストックオプションと従業員持ち株会との対比

1 従業員持株会の概要

我が国では、従業員の精勤を促し同時に事業参加意識を高揚させる方策として従業員持株制度が広く普及しており、この場合、非上場会社では配当還元法が採用される場合が多々あった(この点に付、中井稔「取引相場のない株式の評価に関する一考察」税務弘報59巻6号(平成23年5月号)180頁を参照)。上記の場合、持株会の対象会社が上場を果たし当該株式が広く売買されるようになれば、従業員にとってもその経済的利益(時価一額面)を享受できることになり、逆に持株会の対象会社が業績不振に陥って破綻すれば持株は紙屑同然となるが、何れの方向に向かうかは将来の不明な事象に左右される。

2 ストックオプションの優位性

上記のとおり従業員の精勤を促すべく株式の活用について我が国では「会社と従業員の

一体感を醸成し、従業員が精勤に励むことが会社業績の向上に繋がる」として「従業員持株制度」であり、仮に精勤の対価として得られた経済的利益が全て給与所得に当るなら、非上場会社の従業員持株制度に基づき配当還元法(1割配当の場合は額面:50円×実際の配当率/1割配当=株価)にて購入した株式が、その後、会社が上場し株価が額面を大きく上回って形成され当該株式を売却して得られた利益は譲渡所得ではなく給与所得となる筈である。何故なら、従業員持株制度に参加し比較的安価な価格で株式を取得できるのは精勤の対価として得られたからである。

しかし、従業員持株制度は、最初から株式を購入してこの制度に参加するから、当該会社が倒産したら購入した株は紙くずとなるリスクがある。この点、ストックオプション制度では、所定の期間の経過の後に同社の株価が標的価格を上回った場合に権利行使できる方式であり、株価の動向如何によって選択権が行使できる点に特徴があり、マイナスに振れた場合は被付与者が権利行使を諦めるだけであり経済的不利益を被らないリスク回避の工夫がなされている。

(四) アプライド事件に対する本来の在り方

1 鳥飼弁護士の見解

アプライド事件の法定代理人を務めた鳥飼重和弁護士は、「東京地裁から、平成15年8月26日に原告納税者の全面勝訴判決の言い渡しがあった。今回勝訴判決を受けた原告は5人であり訴訟件数は7件である。現在、訴訟審理の対象になっている事件件数は79件であり、審査請求中のもものも70件はあるようで訴訟件数が100件という三桁になる。これだけの数が更正処分に納得していない最大の理由はストックオプションに関する更正処分が納税者の予測を大きく裏切ったためであり、ストックオプション税務訴訟事件では課税に関する予測可能性を踏みにじられたことになる。課税庁が長年にわたって本件のストックオプションの行使による経済的利益を一時所得で申告するように指導してきたのに、ある日突然、税額が倍になる給与所得で過去3年にわたって修正申告をしると強く要請し過去に遡って課税したのである。しかも、過去3年分に対しては、納税者は何も悪くないのに過少申告加算税と延滞税という懲罰的な賦課課税をした(下線筆者)のである。課税庁の決済権限を持つ者の中には、給与所得とすること自体おかしいと考えていた者もあり印鑑を逆に押印したという者もいたと聞いている。国民が納得する課税をするには、従来、一時所得で課税したのを給与所得で課税するのであれば、課税庁の見解が変わったことを国民に公表し徹底を図った上で給与所得として課税すべきである。ところが、課税庁はいまだに、従来から一貫して課税庁は本件ストックオプションを給与所得として課税してきた、ただ、一部の税務署が勝手に一時所得で課税したと主張しており課税庁の見解は一貫して変化がないと言っているのである。これは真実であろうか。真実であるならば、過去の大多数の課税は給与所得であるはずである。そういう証拠を課税庁は全く出していない。し

かも、我々が依頼者等から聞き取った限り、平成 11 年以前に給与所得で申告するよう課税庁から言われた納税者はいない。課税庁が間違えることはない、という前提を崩したくないのであろうが、組織のために嘘をつく官僚を国民は持ちたくない。国民が望むのは、課税庁が間違ったら間違っただけを率直かつ速やかに認め同じ間違いを繰り返さないための再発防止をしてくれることである。間違いを間違いと認めないままだと、いつまで経っても、同じ間違いを繰り返すことになるのである。間違いがないと言う限りは、再発防止をすることもしないからである。我々がストックオプション税務訴訟で問いたいのは、課税庁が素直に間違いを認め同じ間違いを繰り返さないように再発防止を真剣に考えて欲しい点である。現状の課税実務の一部には、例えば偽装、隠蔽がどこにも見当たらないのに重加算税をかけてくる場合がある。今回の東京地裁の判決は、所得税法で規定している給与所得の概念には、本件ストックオプションが含まれないという解釈を示して、更正処分を全面的に取消したのである。この判決によれば、単に通達を改正すれば足りるのではなく、法律改正をしてそれを公表した後でなければ、給与所得で課税してはならない旨を述べられている(文責 鳥飼重和・2003.8.28 : www.torikai.gr.jp/compliance/3573)。

2 平成 18 年 10 月 24 日最三判の意義

納税者の中には平成 12 年分のストックオプション行使益は敢えて「一時所得」として申告し課税庁から再度更正処分を受けた事案について、最高裁平成 18 年 10 月 24 日第三小法廷判決(民集 60 卷 8 号 3128 頁, 平成 17 年(行ヒ)20 号)は、「正当な理由」を認めて過少申告加算税の賦課処分を破棄している…岡正品「課税庁の行政解釈に対する真摯な挑戦」NBL848 号(平成 19 年 1 月号)4 頁)。

裁判所法 10 条 3 号は「法令の解釈適用について、意見が前の最高裁の判決に反するとき、大法廷(最高裁長官が裁判長を務める)にて最高裁判事 15 名全員にて判断することが必要とする」旨を定めており、本来、「正当な理由」を認めるのであれば、最高裁昭和 48 年 4 月 26 日第一小法廷判決(民集 27 卷 3 号 629 頁, 昭和 42 年(行ツ)57 号)が「課税処分に明白な瑕疵があり、それによる不利益を納税者に甘受させるのが不当かつ酷と認められる場合には、課税処分は無効」と判示しており、本件は大法廷にて平成 17 年 1 月 25 日最三判を変更すべきであった。

なお、現在はストックオプションにかわり、RSU(Restricted Stock Unit)が普及。

以上